

# 1. はじめに

## (1) 都市計画区域マスタープランとは

都市計画区域マスタープランは、平成12年の都市計画法の改正により創設されたもので、都道府県が全ての都市計画区域について定めることが義務づけられました。

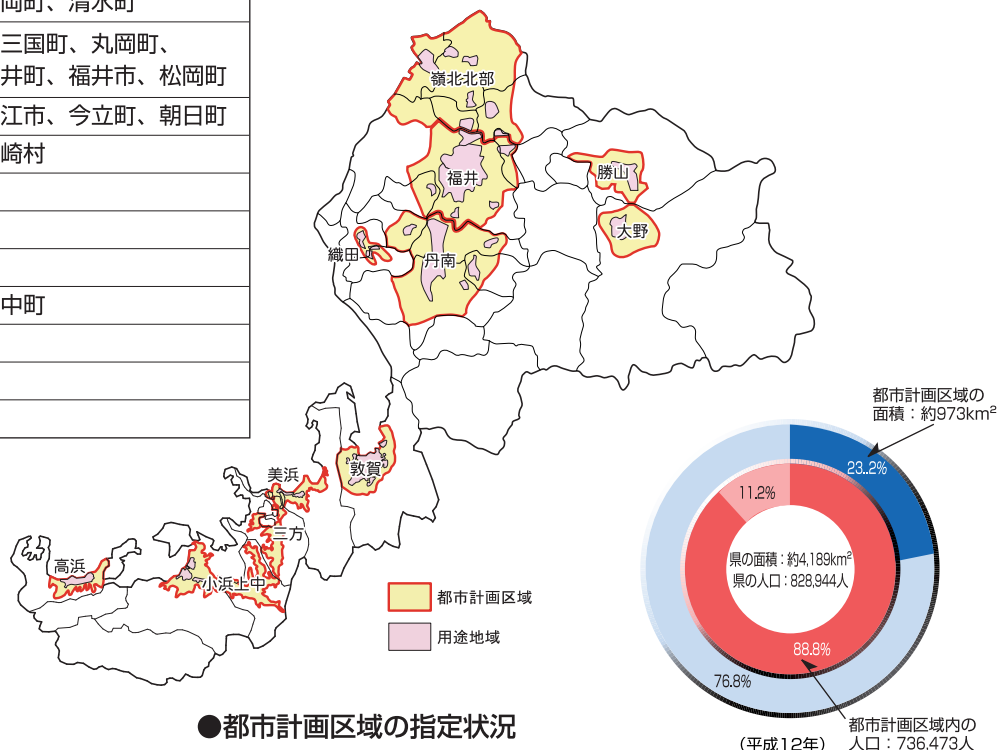
都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立って都市の将来像とその実現のための大きな道筋を示すものであり、都市施設の決定や区域区分などの個々の都市計画はこの都市計画区域マスタープランに即して定められることになります。

都市計画区域マスタープランの策定により、土地利用コントロールや市街地整備等の総合性と一体性を確保し、より合理的かつ効率的な都市づくりが推進され、また都市づくりの方向性に対する県民の皆様のイメージが醸成されることが期待できます。

都市計画区域とは、人口や産業が集積している市街地を含み、一体の都市として土地利用コントロールや市街地整備等を図っていく区域であり、本県では11区域が指定されています。

都市計画区域の合計面積は県総面積の約23%に過ぎませんが、人口は県総人口の約89%を占めています。

| 名 称  | 構 成 市 町 村                    |
|------|------------------------------|
| 福 井  | 福井市、松岡町、清水町                  |
| 嶺北北部 | あわら市、三国町、丸岡町、春江町、坂井町、福井市、松岡町 |
| 丹 南  | 武生市、鯖江市、今立町、朝日町              |
| 織 田  | 織田町、宮崎村                      |
| 大 野  | 大野市                          |
| 勝 山  | 勝山市                          |
| 敦 賀  | 敦賀市                          |
| 小浜上中 | 小浜市、上中町                      |
| 三 方  | 三方町                          |
| 美 浜  | 美浜町                          |
| 高 浜  | 高浜町                          |



都市計画区域マスタープランと市町村都市計画マスタープランの関係は以下になっており、これらの都市計画マスタープランの適切な役割分担・相互連携により一体的な都市づくりのビジョンが形成されています。

### 都市計画区域マスタープラン

- 策定単位：都市計画区域
- 策定主体：都道府県
- 策定事項：  
広域的・根幹的な観点から都市計画区域の基本的な事項を定める
  - ・市街地の規模
  - ・広域的・根幹的な都市施設 等

役割分担  
相互連携

### 市町村都市計画マスタープラン

- 策定単位：市町村
- 策定主体：市町村
- 策定事項：  
地域の特性をふまえ、創意工夫により具体的な取り組みを定める
  - ・地域整備の内容
  - ・地区計画や個別の都市施設 等

### ●市町村都市計画マスタープランとの関係

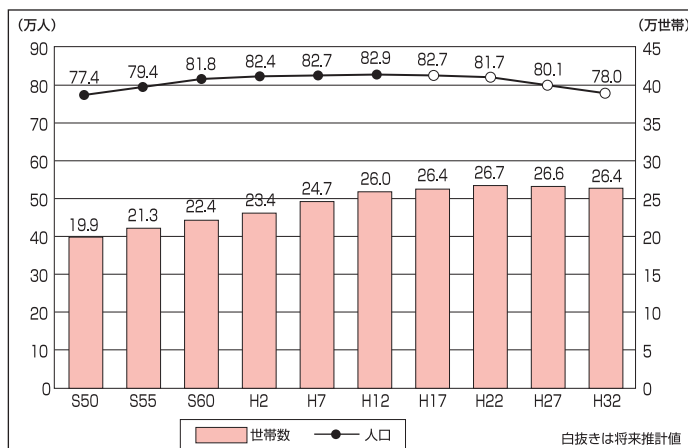
## (2) 福井県の都市をとりまく状況

これまでの都市づくりは、人口の増加や産業の発展に伴う急速な都市化を背景として、快適で安全な生活、機能的な産業活動および効果的な基盤整備等を確保することを目的に、市街地のスプロール化の防止と計画的な新市街地の開発・誘導に重点を置き、進めてきました。

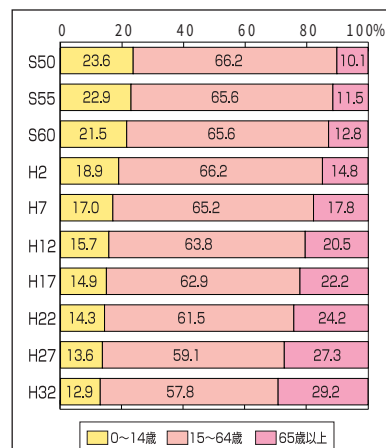
しかしながら、人口の減少、少子高齢化、財政の硬直化、環境問題の顕在化および都市間競争の激化等社会経済情勢が大きく変化し、都市化の時代から安定・成熟した都市型社会に移行していく中、都市づくりにおいては、「より質の高い生活環境の形成」、「都市の賑わいや潤いの維持・創出」等、対応すべき新たな課題が生じています。

### ●人口の減少と少子高齢化

- ・人口は、平成12年をピークに減少に転じ、平成32年には昭和50年の水準まで減少すると予測されています。
- ・平成12年現在で5人に1人が65歳以上の高齢者であり、平成27年には4人に1人が高齢者になると予測されています。
- ・一方、世帯数は平成22年までは増加傾向が続き、その後減少に転じることが予測されています。



■福井県の人口・世帯数の動態

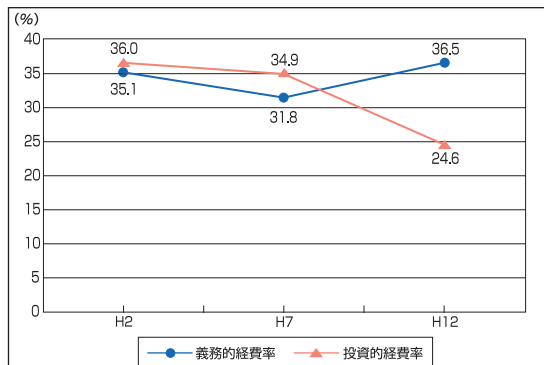


■年齢階層別の構成比

出典：S50～H12は国勢調査、H17以降はコーホート要因法による推計値

### ●財政の硬直化

- ・義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の割合が増加しつつある一方で、都市施設の整備や市街地開発事業などに必要となる投資的経費（建設事業費・災害復旧事業費・失業対策事業費）の割合が減少しつつあり、財政が硬直化しつつあることがうかがえます。

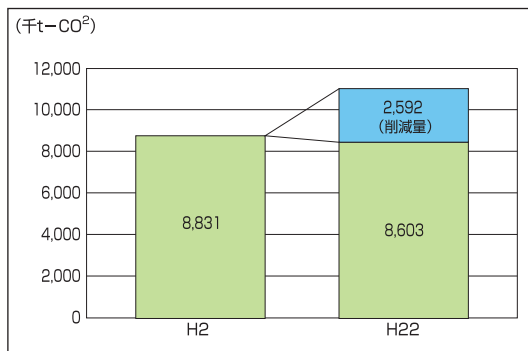


■福井県の財政の状況

出典：市町村財政要覧

### ●環境問題の顕在化

- ・現在のまま推移した場合、平成22年の温室効果ガスの排出量は平成2年と比較して約27%増加すると予測されています。このため、県では平成22年において平成2年比で3%削減することを目標としています。
- ・また、生物の生息・生育環境の悪化等により、多くの希少種の存続が脅かされ、生物多様性が減少しています。



■福井県の温室効果ガスの排出量

出典：福井県地球温暖化対策地域推進計画

### (3) 都市づくりの基本的な考え方

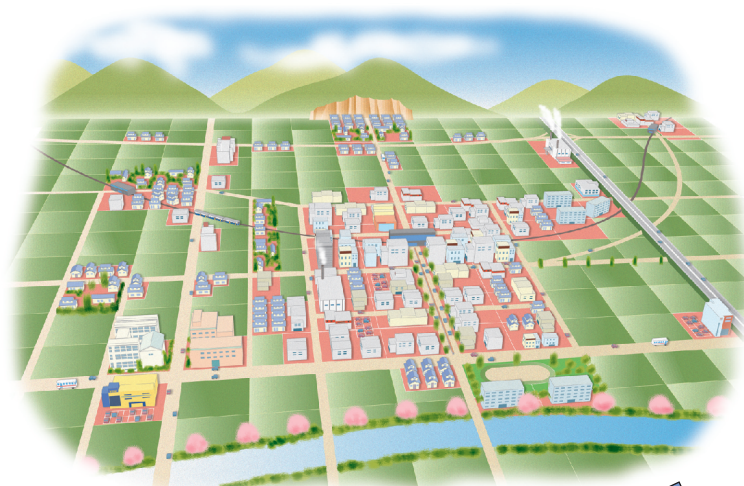
福井県の都市をとりまく状況をふまえ、今後の都市づくりにあたっての共通の基本理念を以下のように定め、これらに各都市計画区域の特性に応じた理念を加え、都市づくりの基本理念とします。

#### 共通の 理 念

- ①個性と魅力あふれる都市づくり（地域の個性を守り・活かした土地利用コントロールや市街地整備による魅力ある都市の形成）
- ②持続可能な都市づくり（コンパクトな市街地の形成）
- ③都市間の連携による都市づくり（広域交通網の整備、公共交通の利用の促進、複数の都市の連携による都市施設の整備や利用）

#### 固有の 理 念

- ・県都にふさわしい都市づくり（福井）
- ・活発な環日本海交流、大都市圏交流を促進する都市づくり（福井、大野、勝山、敦賀）
- ・隣接都市間と調和した都市づくり（嶺北北部）
- ・伝統的な工業を活かした都市づくり（丹南）
- ・世界に誇れる遺産が息づく都市づくり（小浜上中）
- ・自然環境と調和（融合、活用）した都市づくり（織田、三方、美浜、高浜）



拡散型の都市のイメージ

- ・商業施設や公共施設の郊外への立地
- ・空き建物や駐車場等の低未利用地の増加
- ・郊外での狭小な敷地の住宅地開発の進行
- ・良好な自然的環境を有する地区への市街化の進行
- ・住宅地との混在による優良農地の喪失

- ・商業施設や公共施設の中心市街地への集積
- ・空き建物や空き地の有効活用
- ・まちなか居住の推進、良好な環境の住宅地形成
- ・良好な自然的環境を有する地区への市街化の抑制
- ・優良農地の維持・保全

上記の基本理念を実現していくために、福井県では、低密度な市街地が無秩序に拡大していく拡散型の都市ではなく、まとまりとめりはりのあるコンパクトな都市を目指していきます。

#### 土地利用コントロールの基本的な方針

- ①無秩序な市街化の抑制
- ②都市や地域の拠点性の維持・向上
- ③市街地の「低未利用空間の有効利用」



コンパクトな都市のイメージ